

新潟市WLB・女性活躍推進協議会設置要綱

令和4年4月1日制定

(目的)

第1条 新潟市における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するための連絡・調整の場として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第27条第1項に基づき、新潟市WLB・女性活躍推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 女性の職業生活における活躍に係る情報の共有に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進及び支援に関すること。
- (3) その他女性の職業生活における活躍推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 第1項に掲げる者のほか、必要と認める者をオブザーバーとすることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課及び経済部雇用・新潟暮らし推進課が担当する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

新潟市WLB・女性活躍推進協議会構成団体

新潟商工会議所

新津商工会議所

亀田商工会議所

新潟市連合商工会

新潟経済同友会

一般社団法人新潟県経営者協会

新潟県中小企業団体中央会

日本労働組合総連合会新潟県連合会新潟地域協議会

新潟県社会保険労務士会

新潟労働局